

7 手数料などのキャッシュレス化については、どのように実現していくのか。

市役所の窓口に行かなくても行政サービスを受けられるようにするためには、交付に係る手数料などの支払いをオンライン決済できるようにしていく必要があります。

現在、市税等でLINEPAYやPAYPAYによる電子マネー収納サービスを開始したほか、コンビニ等に設置されているマルチコピー機で手数料を投入し住民票の写し等の交付を受けることができるコンビニ交付サービスを実施しています。

キャッシュレス化については引き続き、新たなデジタル技術や他の地方自治体の事例を注視し、導入できる仕組みがないか、検討していく必要があります。

要望2 押印の廃止だけでなく、ほぼ同時期に手数料のキャッシュレス化も導入して欲しい。

8 行政手続きのデジタル化を進めていくには、計画上の位置づけをしっかりと、計画的に進めていかなければなりません。市はどのように考えていますか。

計画については、現在策定中の「鎌ヶ谷市総合基本計画・前期基本計画」と「第3次行財政改革推進プラン」の中で位置づけをしていきます。今後は行財政改革推進プランの計画期間（6年間）の中で、具体的に実現可能な事業を位置づけていくことを予定しています。

9 押印の廃止に向けた行程表（ロードマップ）について、伺います。

今後の流れは、押印の必要性や代替手段の有無などを検討していきますが、申請書等の種類が膨大であり、慎重に検討する必要があることから、時間を要すると考えています。しかし、押印の見直しは、市民の利便性に大きく関わりますので、今年度中に規則、要綱等の改正の**手続に着手し、市民や事業者の方に周知できるよう進めていきます。**

まとめと要望

押印の廃止については、今年度中に規則・要綱等の改正手続きに着手するという前向きな回答をいただきました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、新しい生活様式に対応出来る行政のデジタル化を推進するためにも、押印の廃止はその第一歩になります。**押印の廃止は国の施策として急がれるわけですが、利用者の利便性、特に高齢者や障がい者にもわかりやすく、柔軟な対応をしていただき、あわせて広報等で十分に周知していただくことを要望しました。**

コミュニティバス運行計画について 宗川よういちの追跡！

コミュニティバスの運行は、運行協定期間の満了にあわせて計画見直すこととしており、現在の運行は令和3年3月末となっています。このため、令和元年度に「鎌ヶ谷市コミュニティバス運営検討委員会」を開催し、令和3年4月からの新たな運営計画について提言書をとりまとめました。しかし、今年度になり新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニティバスのみならず一般乗合いバスなどの公共交通機関の利用者が大きく減少し、新たな運行計画による実施が難しい旨の申出や要望書が運行事業者からありました。そのため、あらためて実施可能な運行計画について運行事業者と協議していく必要があることから、**運行開始を、令和4年度当初を目途に変更しました。**引き続き検討内容や新たな運行計画などについては、皆様にご報告いたします。



鎌ヶ谷市議会議員 **宗川よういち** **つながろう！**
 ~未来のふるさと、かまがやへ~
 宗川よういち事務所 〒273-0122 鎌ヶ谷市東初富3-8-47
 TEL・FAX 047-412-2189
 E-Mail sohkawa-yohichi@jcom.zaq.ne.jp

新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療・福祉関係の方々や生活を維持するため営業を続ける事業者の方々に敬意と感謝を申し上げます。

12月会議では、新型コロナウイルス感染症対策として、市内の介護施設等でのクラスターの発生防止とするため、新たな介護施設入居者等を対象としたPCR検査助成事業を実施するための予算などを可決しました。また、議会では国の行政手続きにおけるデジタル化を進める上で、その第一歩となる押印の抜本的な見直しの動きを受け、陳情・請願の署名簿の押印を廃止しております。

このような中で、12月会議の一般質問では、市の行政事務のデジタル化を進めるために必要な「行政手続きでの押印の廃止について」を取り上げました。

ぜひ、市民の皆様のご意見をお聞かせください。どうぞよろしくお願ひします。

そうかわ 宗川よういち

鎌ヶ谷市東初富3丁目在住

宗川よういち プロフィール

- 昭和32年9月 東京都葛飾区新小岩に生まれる
- 昭和51年3月 千葉県立国分高校卒業
- 昭和56年3月 中央大学理工学部卒業
- 昭和56年4月～ 日立プラント建設(株) ((株)日立製作所と合併)
- 昭和59年4月～ 鎌ヶ谷市役所入庁
- 平成30年3月 鎌ヶ谷市役所を定年退職
- 平成30年7月 市議会議員補欠選挙に当
- 平成31年4月 市議会議員選挙に当選 (2期目)
- 現在、総務企画常任委員会 委員長
 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員



1 行政手続きでの押印の廃止について

今年度中に規則・要綱の改正手続きに着手します！
押印の廃止については利用者の利便性、特に高齢者や障がい者にも分かりやすい柔軟な対応をして！

質問の視点 菅内閣総理大臣は2020年10月26日の所信表明演説の中で、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、日本のデジタル化への遅れが浮き彫りになったことを背景に「今後5年間で自治体や行政のデジタル化を進め、『役所に行かなくても手続きができる』『都会と同じ医療や教育が受けられる』といった社会を実現したい」とし、デジタル庁の設置、マイナンバーカードを今後2年半で、ほぼ全国民に普及させること、保険証や運転免許証とマイナンバーカードの統合、GIGAスクール構想の実現、ロボット技術による自動化を進めるとして、テレワークやワーケーションなどの新しい働き方も後押しする中で、行政への申請などにおける押印は、テレワークの妨げになることから、原則すべて廃止していくと表明しています。

今後、本市においても行政のデジタル化は例外ではなく、デジタル化を進める上で、押印の廃止については早急に検討する必要があります。この押印の廃止を市はどのように進めていくのか、基本的な考え方や課題を明らかにして、廃止までの行程を検証していきます。

1 国では押印の廃止など行政手続きの見直しについて、どのような検討をしていますか。

2020年10月に開催された規制改革推進会議では、新型コロナウイルス感染症拡大防止や新たな生活様式に向けた規制改革の一環として「書面規制、押印、対面規制の見直し」が当面の議題となっています。

具体的には、各省庁の行政手続を対象として、押印や書面、対面規制の必要性を検証し、年明けに一連の法改正を行っていきます。

この検討に関して、2020年11月13日に規制改革に係る河野内閣府特命担当大臣が会見を行い、印鑑証明が必要なもの、登記、銀行の届出印などの一部を除き、全体の99%の行政手続で廃止を決定、または廃止の方向で準備していくとの方向性が示されています。

- 鎌ヶ谷市が処理する行政事務
- 市独自の事務（自治事務）⇒ **押印の廃止は今年度中に検討していきます**
例) 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障がい者福祉サービス各種助成金等の申請、公共施設（文化ホール、生涯学習センター、スポーツ施設）の使用申請等々
 - 国や県から受託している事務（法定受託事務）
⇒ **国は全体の99%で押印の廃止の方向**
例) 転入届・転出届、婚姻届・離婚届、住民票の写しの交付申請等々



婚姻届けには押印が必要だった



押印は廃止の方向

2 押印の見直しを検討していく上で、市の基本的な考え方を伺います。

他の自治体と同様、法定受託事務だけでなく、市が独自に実施している事務で申請者の押印を求めているものが多くあります。

個々の事務においては、

- 実印を押印し印鑑証明書を添付して本人確認を行っているもの
- 契約書のように、相手方と本市の代表者の印を押印し、双方で1通ずつ保管するもの

などありますので、それぞれの事務での押印の必要性を把握した上で、「なりすましの防止」など安全性の確保も踏まえながら、廃止の可否を判断していくことが基本となります。

視点1 押印の見直しについては、「事務で押印が必要なのか、必要でないのかをしっかりと確認して、さらに将来に備えて安全性を確保しながら、廃止の可否を判断していくことが基本」です。

3 市では、具体的にどのように押印の廃止に向けて取り組んでいますか。

2020年10月に各所属で押印を求めている申請書等がどの程度あるのか、また押印を不要とする可否などについて照会し、現在、回答の取りまとめをしているところです。

視点2 市ではすでに、押印の廃止について検討を始めています。

4 押印の廃止を行う上で、財政的な影響は生じるのか、どうか伺います。

それぞれの様式から㊦の字を削除するだけで、規則や要綱などの改正手続、ホームページでの周知などが基本となります。そのため各課での事務は生じますが、システム改修など大規模な費用は、生じないものと考えています。

要望1 申請書の様式から㊦の文字を無くすだけなので、押印廃止後も古い申請書等は引き続き利用できるように工夫して、経費の削減を図っていただきたい。

5 行政手続きのデジタル化を含めて行政手続き全般にわたって、市は最終的に何を目指していくのか。

国においては、押印の見直しだけでなく、書面や対面規制の見直しについても検討していきます。本市でも、押印の廃止だけでなく、書類の書面提出や、窓口業務等を検証し、最終的にはできる限り来庁しなくても行政手続きが完了できる事務を増やし、リモートワークなど生活様式が多様化する中でも対応出来る体制を整備していく必要があると考えています。

6 行政手続きのデジタル化を進めていく上で、どのような課題を想定していますか。

本人確認が必要な事務において、現在、マイナンバーカードに搭載されている公的個人認証の機能を用いたマイナポータル上での申請やコンビニ交付を行っておりますが、現状では、マイナンバーカードを持たない方のデジタル上での本人確認が困難であることがあります。また、インターネット環境はもとより、窓口と同様の対応とするためのWEBカメラの導入、電子署名用の機器の導入などを行うためには、市側・申請者側の双方が機器を用意しなければならないといった課題もあります。

さらに、行政手続の中には、申請者からの手数料の納付が必要な場合もありますので、その支払いをデジタル上で行うための対応も必要になってきます。